

静岡県立大学臨床研究センター規則

令和6年7月1日 規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立大学学則第7条の6の規定に基づき、臨床研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、ヒトを対象とした臨床研究及び教育に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床研究に関する企画・計画・発信に関すること。
- (2) 臨床研究教育の企画・計画・啓発に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) センター事務職員
- (5) その他理事長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、静岡県立大学（以下「本学」という。）の教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 ただし、任期の途中でセンター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員の中からセンター長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、その他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし、センター長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 任期の途中で副センター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副センター長は、再任を妨げない。

(センター教員)

第7条 センター教員は、本学の教員をもって充てる。

2 センター教員は、第3条各号に掲げる業務に従事する。

(センター事務職員)

第8条 センター事務職員は、教育研究推進部職員がセンターの運営に関する業務に従事する。

(運営委員会)

第9条 センターの業務を円滑にするため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(臨床研究施設)

第10条 センターの下に、附属臨床研究施設を置く。

2 附属臨床研究施設に関する事項は、別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第11条 センター長は、毎年度、センターの活動状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。